

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 28日

静岡県知事
川勝 平太 殿

提出者

住所 静岡県掛川市浜川新田1700番地
スペラネクス株式会社 静岡工場

氏名 取締役工場長 土橋 淳一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0537-72-2200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	スペラネクス株式会社 静岡工場
事業場の所在地	静岡県掛川市浜川新田 1700番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業(有機化学工業製品製造業) [203]
②事業の規模	35億円
③従業員数	100名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙(図1, 2)のとおり

(日本工業規格 A列4番)

図1 製造および特別管理産業廃棄物発生フローシート

(枠内:特別管理産業廃棄物)

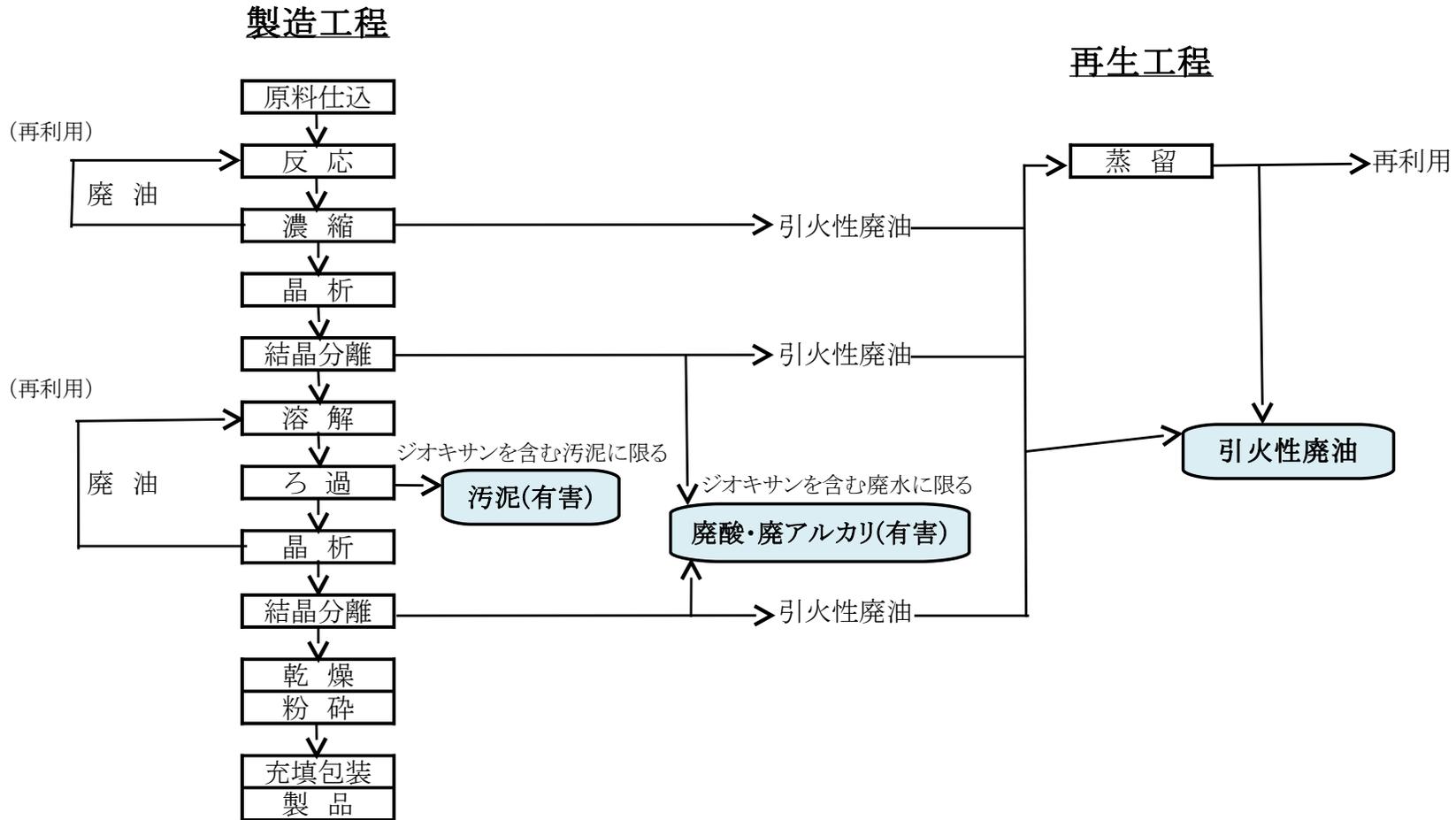
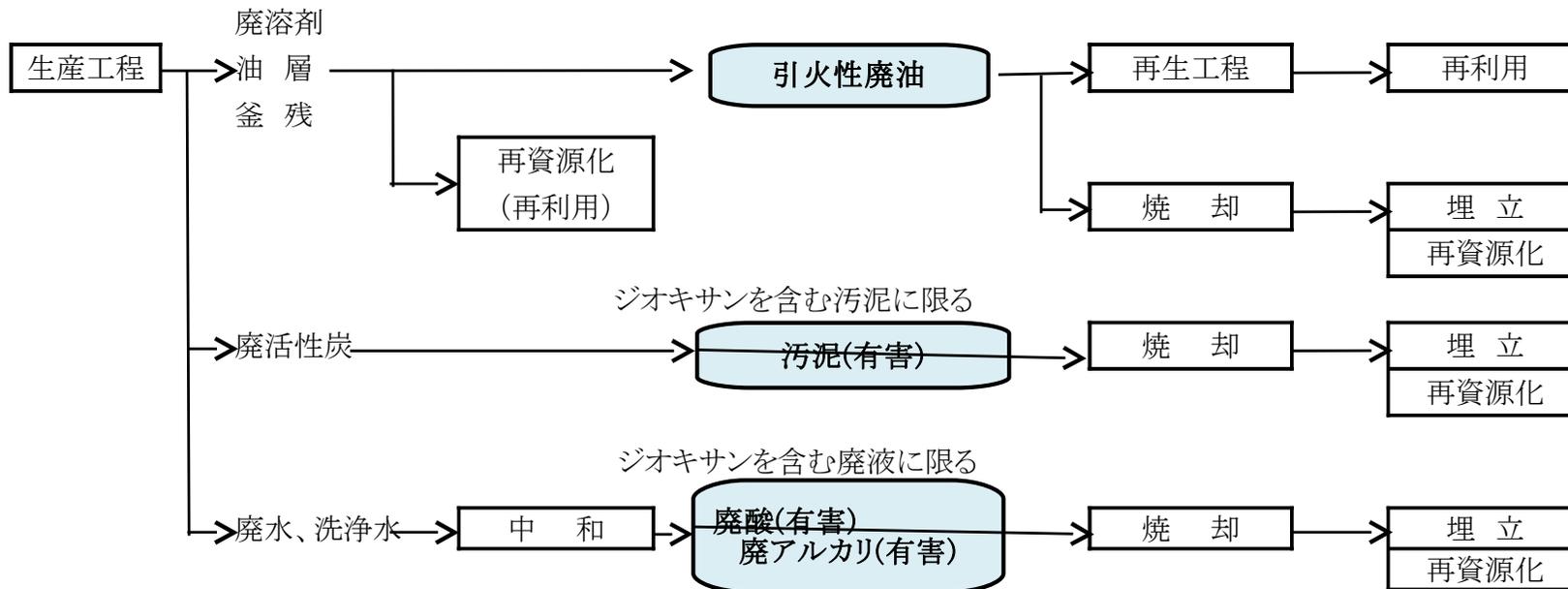


図2 特別管理産業廃棄物処理フローシート

(枠内:特別管理産業廃棄物)

(発生源) (発生産業廃棄物) (一次中間処理) (産業廃棄物種類) (二次中間処理) (最終処分)



(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸・廃アルカリ(有害)	廃酸・廃アルカリ(有害)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	—
	（これまでに実施した取組） ・ 工程改善による工程内の溶剤リサイクルは手順化して行っている。また製品品質に関わる工程では再生利用は行わない。 ・ 再生利用に向く廃油の有価化を検討する。			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸・廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	—
	（今後実施する予定の取組） ・ 自社内で定められた溶剤の再生利用を引き続き行う。 ・ 再生利用に向く廃油の有価化については引き続き、燃料として有価化できるものも検討していく。			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸・廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	—
（これまでに実施した取組）なし				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸・廃アルカリ(有害)	汚泥(有害)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	—
（今後実施する予定の取組）予定なし				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—	—
	（これまでに実施した取組） なし			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—	—
	（今後実施する予定の取組） 予定なし			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸・廃アルカリ (有害)	汚泥(有害)
	全処理委託量	1030 t	40 t	0.18 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1030 t	40 t	0.18 t
	再生利用業者への 処理委託量	1030 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	68 t	40 t	0.18 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	962 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結した。 ・ 委託処分業者の処分状況（処理能力、処分場の維持管理等）の定期的確認を実施した。ただしR2年度からコロナ感染拡大防止のため延期としている。 ・ 優良認定、再生利用、熱回収業者に委託する廃棄物割合を高めるよう検討した。 			

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	廃酸・廃アルカリ (有害)	汚泥(有害)
	全処理委託量	1000 t	50 t	0.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1000 t	50 t	0.3 t
	再生利用業者への処理委託量	1000 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	70 t	50 t	0.3 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	930 t	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理委託 <p>今年度新たに契約する予定はないが、処理委託する場合は当該廃棄物に関する情報を十分周知させ、危険防止措置を講じたうえで搬出し、常に委託業者の処理状況等の把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的確認 <p>本年度の現地確認は、コロナウイルス感染防止対策として出張を控えている(2022年6月現在)ため、収束状況をみて実施するか否かを判断する。(優良認定処理業者の現地確認は5年に1回を目途に実施する)</p>			
	【前年度(令和3年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	1155 t		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>なし (令和2年2月から完全切替済)</p>			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。